

公益財団法人群馬県建設技術センター確認検査業務手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県建設技術センターが確認検査業務を行うに当たって必要な手数料を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程で使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）で使用する用語の例による。

(建築物に関する確認申請手数料の額)

第3条 公益財団法人群馬県建設技術センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第40条の規定による確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ確認申請一件につき、当該各号の表に掲げるとおりとする。

一 戸建て住宅の場合

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	10,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	15,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	35,000円

二 共同住宅及び長屋住宅の場合

床面積の合計	手数料の額
100㎡以内のもの	23,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	30,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	50,000円

2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

一 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く）当該建築に係る部分の床面積

二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築（移転する場合を除く）する場合 当該計画の変更に係る建築物の床面積が、確認を受けた建築物の計画を変更する前の建築物の床面積より増加する場合は、当該増加する部分の床面積（それ以外の変更に係る部分の床面積は、「30㎡以内のもの」とみなす）ただし、当該計画の変更に係る直前の確認を当センター以外の者から受けている場合は、当該建築（移転する場合を除く）に係る部分の床面積

三 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く）当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の2分の1

四 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の

- 床面積は、「30㎡以内のもの」とみなす。ただし、当該計画の変更に係る直前の確認を当センター以外の者から受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積
- 3 消防同意が必要な申請については、第1項の手数料の額に、申請一件につき、2,000円を加算する。
 - 4 天空率審査が必要な申請については、第1項の手数料の額に、申請一件につき、5,000円を加算する。

(昇降機に関する確認申請手数料)

第4条 業務規程第40条の規定による確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 昇降機を設置する場合 14,000円（小荷物専用昇降機については9,000円）
- 二 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 10,000円（小荷物専用昇降機については8,000円）

(工作物に関する確認申請手数料)

第5条 業務規程第40条の規定による確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 工作物を築造する場合 13,000円
- 二 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 8,000円

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第6条 業務規程第40条の規定による完了検査申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ完了検査申請一件につき、当該各号の表に掲げるとおりとする。

- 一 戸建て住宅の場合

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	15,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	19,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	24,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	39,000円

- 二 共同住宅及び長屋住宅の場合

床面積の合計	手数料の額
100㎡以内のもの	25,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	34,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	50,000円

- 2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築（移転を除く。）した場合にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

- 3 確認を受けた建築物の計画を変更したことによる追加検討書の審査手数料の額は、第3条第1項及び第2項第二号の規定を準用する。

(昇降機に関する完了検査手数料)

第7条 業務規程第40条の規定による完了検査申請手数料の額は、18,000円（小荷物専用昇降機については14,000円。）とする。

（工作物に関する完了検査手数料）

第8条 業務規程第40条の規定による完了検査申請手数料の額は、13,000円とする。

（建築に関する中間検査申請手数料）

第9条 業務規程第40条に規定する中間検査申請手数料の額は、中間検査申請一件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	14,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	15,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	25,000円

（手数料の減額）

第10条 理事長が特に必要と認めるときは、この規程によらず手数料の一部を免除することができるものとする。

（その他手数料）

第11条 その他手数料については、次の表に掲げるとおりとする。

再交付・証明	手数料の額
各1通につき	2,000円

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日から平成21年12月31日までの間は、次の各号に定めるところ

ろによる。

一 第3条第1項に掲げる表は、次の表のとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	7,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	12,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	18,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	27,000円

二 第4条第一号に規定する額は、昇降機を設置する場合 11,000円（小荷物専用昇降機については6,000円）、同条第二号に規定する額は、確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 7,000円（小荷物専用昇降機については5,000円）とする。

三 第5条第一号に規定する額は10,000円、同条第二号に規定する額は6,000円とする。

四 第6条第1項に掲げる表は、次の表のとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	12,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	15,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	30,000円

五 第7条に規定する額は、15,000円（小荷物専用昇降機については11,000円。）とする。

六 第8条に規定する額は、11,000円とする。

七 第9条に掲げる表は、次の表のとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	11,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	13,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	17,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	22,000円

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。